

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 12 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19H01430

研究課題名（和文）グローバルな契約法理と調和する企業保険契約法リステイトメントの提案

研究課題名（英文）Proposal for a Restatement of Corporate Insurance Contract Law in Harmony with Global Contract Principles

研究代表者

中出 哲（Nakaide, Satoshi）

早稲田大学・商学大学院・教授

研究者番号：40570049

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 8,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、保険契約に適用される保険法に照らし、大規模リスクに対処する企業損害保険契約に特有の法理論を探究したものである。まず国内外の実務や学説をもとに専門書『企業損害保険の理論と実務』（2021年）を公表した。また比較法を用いて、再保険契約原則、告知義務、組立保険、D&O保険、サイバーセキュリティ、企業地震保険、免責条項の解釈、免責の法的意義、再保険おける原則等の重要領域の研究を進め、さらに企業損害保険の本質的特徴を考察して、保険で対象とするリスクの特質に基づいて契約原則を探究する新たな方向性を提言した。著書1冊、日英の論文14、5か国にわたる研究報告9、分担執筆等への反映等に結びついた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

わが国の保険法研究は個人向け保険契約を想定したものが多く、企業保険契約の研究は海上保険を除くと蓄積が少ない。本研究で発表した図書や論文は、企業保険契約の実務や理論を示す研究として学術面のみならず実務界からも高い評価を得ることができた。また、本研究では、企業損害保険契約の個別論点の研究に加え、その本質的特徴についても考察し、契約者の属性（企業が個人か）でなく対象とするリスクの特性（予測性の高低）に基づく契約理論を構築すべきとの仮説を示した。本仮説は、保険法のみならず、保険学、保険行政まで影響を与える大きな提言で、すでに一定の反響が得られており、今後の新たな研究の方向性を示したといえる。

研究成果の概要（英文）：This study explores the legal theories specific to commercial insurance contracts covering large-scale risks in light of insurance law. It investigated domestic and international practices and theories, culminating in the publication of the specialized book "Theory and Practice of Commercial Property Insurance" (2021). Furthermore, through comparative law analysis, the research delved into key areas of commercial insurance contracts, such as reinsurance contract principles, disclosure obligations, subrogation, D&O insurance, cybersecurity, commercial earthquake insurance, interpretation of exemption clauses, the legal significance of exemptions, and reinsurance case studies. The study examined the essential characteristics of commercial insurance, proposing new research directions that explore contract principles based on risk. The outcomes include one book, fourteen papers in Japanese and English, nine research reports across five countries, and contributions to collaborative writings.

研究分野：民法学

キーワード：企業保険 保険法 保険契約 再保険契約 再保険契約原則（PRICL） 国際的保険契約 マスリスクの保険 非マスリスクの保険

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

民営の保険には種々の種類があるが、自動車保険、火災保険、生命保険などの個人保険と、工場、船舶・貨物、航空機・宇宙船、土木工事、賠償責任、信用保証等に係る保険や再保険などの企業保険に分けることができる。いずれも社会経済の安定を支える重要な保険であるが、とりわけ、企業保険は、企業活動を支えるとともに金融ビジネスの安定にも密接につながる重要な保険である。

家計分野の個人保険は、大量かつ同質性の高いリスクに対するもので、その契約は、画一性、公平性、消費者保護が強く要請される。一方、企業保険は、個別性・不可測性が高く、かつ巨大なリスクを対象とする保険で、その契約では、リスクを消化する特別の契約技術が必要となる。加えて、リスクを国際的に消化するために、グローバル・スタンダードとなっている英米の標準約款や英米法と調和する契約である必要がある。したがって、個人保険契約と企業保険契約では、契約の起草や解釈に求められる技術や価値判断にも違いが生じる。

保険契約に適用される 2008 年制定の保険法は、消費者保護を念頭にした法であり、企業保険についてはほとんどが任意規定となり、企業保険契約特有の規範やベスト・プラクティスも示されていない。わが国では企業保険を巡る裁判例が少なく、判例法理も形成されていない。

こうした背景もあり、わが国の保険法研究は、2008 年保険法の解釈や個人保険契約の約款解釈が多くを占め、企業保険特有の契約理論の研究は限られていた。例外として、海上保険研究は蓄積があるが、海上保険は海商という特性があるため、その研究をそのまま他の領域の企業保険に適用することは難しい。企業保険に関する研究が少ない背景には、その技術性、国際性のために、国内の保険法学者が手を付けにくい領域になっていたこともある。

企業保険に特有の契約法理が 2008 年保険法に示されていないことや研究の蓄積が少ないことは、種々の問題に結びついている。第 1 に、法理が明確でなく文献も限られる中、企業保険に関する争いを訴訟で解決しようとしても予測可能性が低くなり、日本での解決が敬遠されがちになる。第 2 に、実務家は日本法をベースに約款を起草することに困難を感じ、外国約款の使用が増大する。第 3 に、外国約款の解釈が問題となってわが国で争う場合には、再び第 1 の問題点に遭遇する。第 4 に、企業活動のグローバル化を背景に、企業保険契約が外国保険会社のグローバルな包括的契約の一部に組み込まれて契約そのものが外国に流れる。以上の状況は、法的インフラの不十分性のために、契約実務も進化しないし、取引自体がわが国を離れ、市場の空洞化が生じるという悪循環といえる。こうしたわが国の現状の一方、シンガポールや香港などアジアの主要市場は、企業保険の成長も著しく、金融・保険全体の取引がますます活性化し、国際市場として成長していつている。

こうした背景から、企業保険契約の法理の研究は、重要な意義を有していると考えて研究に着手した。

### 2. 研究の目的

本研究の核心は、わが国の制定法や判例からは明確にならない企業保険契約に特有の法理とはどのようなものなのかを問うものである。

契約自由が基本となる商取引において、公正妥当で合理的な取引を行い、世界からの信頼を得るうえでは、契約が依拠する契約法理の基礎が盤石でなければならない。また、その法理は、グローバル・スタンダードとなっている英米の契約法理とも調和するものでなければならない。本研究は、契約の実態及び比較法の調査分析からそのような法理を導き出すことを狙ったものである。

また、グローバル・スタンダードに調和する企業保険法理とは何かという問いは、大陸法と英米法との調和を探求し、英米由来の法律概念を日本法のもとでいかに構成できるか、また日本法に基づく契約をどのような法理と用語で示すことで英米の標準約款等との不整合を減らせるかという実践的な問いを含んだものである。

### 3. 研究の方法

本研究では、上記の問いに対して、以下の方法で研究を進めた。

#### 国内外の実務の把握

企業保険は、個人保険と比較すると、当事者の契約自由がより広範囲に認められる領域であるので、その取引の実態を調査する必要がある。そこで、国内外の取引約款（標準約款、契約実例）を調査・整理して、グローバル・スタンダードといえる約款の構造や用語等を分析することとした。

#### 外国法の調査と比較

外国の文献の調査に加え、研究代表は世界保険法学会（AIDA）の理事であることから、その学会活動を通じたネットワークなども活用し、主要国の保険法研究者からのヒアリングや

意見交換、更に各国での最新の話題の調査などを行って調査を補完することとした。国際会議等に出席する機会も活用することとした。

法原則を体系化するうえでの骨格の研究

ヨーロッパ諸国における保険法を研究してモデルとなる保険法を示した「ヨーロッパ保険契約法原則 (PEICL)」を研究対象として、法原則の体系化を考察するうえでの骨格を研究することとした。

再保険契約原則策定プロジェクトへの参加

再保険契約は、高度な契約自由のもとでなされる国際的契約であり、その研究は、企業保険契約を研究するうえで重要である。再保険契約については、判例法体系の国では判例としての法は蓄積されているが、大陸法諸国において再保険に関する契約法は存在しない。そうした背景の中で、再保険契約における契約原則を抽出し、条文の形でまとめることを目標とする国際プロジェクト「再保険契約法原則 (PRICL)」が、スイス、ドイツ、オーストリアのリードのもとで発足し、その起草に小塚と中出が参加することになった。その参加を通じて、再保険契約に関する法理論の研究を進めることとした。

企業保険契約における法理論の研究

企業保険契約の法原則を研究するうえでは、保険学や法と経済などの領域の研究も加えて考察を深めることとした。

#### 4. 研究成果

以上の研究の結果、以下の成果が得られた。

企業保険契約実務の調査

企業保険取引の実態の調査として、国内外の実務取引の調査を進め、その結果は、研究代表 (中出) が実務専門家の協力を得て出版した専門書『企業損害保険の理論と実務』(2021年) に反映させることができた。同書は、類書がないなかで研究者のみならず実務家からも高く評価されている。また、本研究における基礎材料としても活用している。

更に、日本損害保険鑑定人協会の専門家との意見交換も進め、そのフォーラムなどにも出席して、損害保険の損害評価などの実務処理において遭遇する問題などに対する理解も進めて研究に活かした。

PEICL の研究・翻訳

「ヨーロッパ保険契約法原則 (PEICL)」については、第1版の損害保険については、小塚、中出他により翻訳出版していたが、生命保険契約、責任保険契約を含む第2版が公表されたことから、2020年度にその翻訳に着手し、その後、出版の道筋もつけることができた。細部の調整等が残っているが、それらを完了させて2024年度に監訳書を出版する予定である。

PRICL の起草

小塚・中出にて、再保険契約の研究を進め、再保険契約原則 (PRICL) の起草のための国際プロジェクトに参画し、特に、再保険期間に関する条文案の起草を担当して国際会議で討議した。2019年11月に PRICL Version 1.0 が完成したことから、小塚・中出にて、条文の全訳に加え、その意義や内容を紹介する論文「再保険契約のグローバルな準則 - 再保険契約原則 (PRICL) の策定について」を公表した (2020年)。また、PRICL プロジェクトについては、中出より私法統一研究会及び台湾の保険法学会・台湾保険協会において研究報告を行った (2019年)。また、保険期間に関する条文の検討と起草に小塚と中出が参加した。PRICL の最終版は、2024年度中に完成・公表される予定である。

個別論点の研究と論文・研究報告の概要

企業損害保険契約の重要領域における論点について、比較法等の手法を用いるなどの手法で、研究をすすめて、その成果を学会等で報告するとともに論文として出版した。論文等の領域は広範囲にわたり、全体として **9つの研究報告、14本の論文** を公表した (詳細は成果一覧を参照)。学会報告等の研究報告は、日本保険学会のほか、世界保険法学会 (AIDA)、その他の研究会等でも行い、海外では、台湾、韓国、イギリス、オーストラリアで行った。

個別領域における研究報告と論文の内容は、概略、以下のとおりである。

< 巨大災害・大震災に対する損害保険制度の課題 >

大震災リスクを題材に企業損害保険の今後の課題として、利益損失リスクへの保険手配の必要性、厳格な損害てん補方式による保険給付制度の見直し、巨大リスクを消化するための共同保険の多様な方式の研究、企業におけるリスクマネジメントの高度化やリスクマネジャーの設置、大学等における専門人材の育成などを取り上げて、日本保険学会全国大会で今後の課題として報告し (2021年)、論文として発表した (2022年)。

< 告知義務関係 >

ドイツ法やフランス法との比較を通じて、個人保険とは異なる企業保険契約における告知義務について考察を加えて論文として発表した (2021年)。とりわけ、ドイツ運送保険約款の実務では、一般法にあたる保険法の質問応答義務については排除するが、因果関係不存在特則は排除しないで残すといった、保険契約者側の制裁緩和メニューの採否に一定の差を設ける運用を行っていることを明らかにした。

< 自動運転、サイバーセキュリティ、AI >

自動運転車のサイバーセキュリティをめぐる国際的な動向を紹介した上で、日本法上の問題として、実体法上のリスクとそれに対処するための保険制度を検討した。その結果、(企業保険ではない)自賠責保険や自動車保険の既存の仕組みでは対応できないサイバーリスクに対処する企業保険的な仕組みが必要になることを指摘した論文を発表した(2021年)。

また、AI等が進化する中で、地震保険の在り方に関わる動きとして、ロンドン大学キングスカレッジで開催された国際研究集会(AI Insurance Workshop)において、日本の新しい動きとして損害てん補型でないインデックス型の新しい地震保険商品の開発とその法的な位置づけ、法的課題などについて発表した(2022年)。

<組立保険における損害の評価>

企業損害保険の一つである組立保険における損害の評価について、約款における費用(復旧費)の解釈をめぐる判例を取り上げて、企業損害保険の保険金算定において重要となる損害の評価に関する基礎的な問題を研究して論文として公表した(2023年)。

<再保険契約における基本原則の検討>

判例研究を通じ、元受保険者と再保険者の関係である再保険契約の関係のうち、再保険者の支払義務を基礎付けるため元受保険者の法的支払義務を求める約款条項の意義を明らかにした(2022年)。加えて、日本の再保険判例の中で問題となった「運命共同体原則」について、再保険契約原則(PRICL)との比較を通じた分析も、論文としてまとめて公表した(2023年)。日本における再保険訴訟案件は、国際的な議論にも結び付く重要性があると考えて、“Follow the Fortune”という国際的にも認知されている再保険契約における原則の法的地位について検討し、世界保険法学会(AIDA)メルボルン世界大会において英語で発表した(2023年)。

<免責条項の意義と約款解釈原則>

保険契約では、支払い対象を明確化するうえで、担保条項と免責条項が重要な役割を担う。しかし、それらの条項の解釈はしばしば法律上の争いとなる。

自動車事故弁護士費用特約の免責条項の解釈をめぐる契約の解釈原則が一般的な形で示された裁判例を題材に、約款の解釈原則についての考察を論文としてまとめ、発表した(2021年)。

また、約款における免責条項を分析すると、免責条項は、いずれも保険料と対価関係にある補償範囲を限定するために一定の事象を対象外とする点では共通するが、条項の性格には種々のものがあり、それらを免責条項として一括して分析することは相当でなく、法的性格に基づいていくつかの種類の条項に区分し、それぞれの性格に基づいて条文の解釈や条項の不当性評価などを検討する必要があることを、日本保険学会で報告したうえで(2021年)、論文として公表した(2021年)。また、この問題提起について、韓国におけるリスクマネジメントと保険の国際研究集会において、英語で報告した(2021年)。

更に、英米の契約法において契約の解釈原則として言及される「作成者不利の原則」について、英米法における位置づけとそれが日本法においても認められるかについての研究を早稲田大学の公開講演会で報告した(2022年)。

<請求権代位>

請求権代位は、損害てん補という給付形態をとる損害保険契約に適用される重要な制度であるが、社会保険におけるその適用をめぐる日本の最高裁判決を材料に、その法理の本質と法的位置づけを考察して、世界各国の研究者からなる国際論文集に英語論文として発表した(2021年)。

<D&O保険>

令和元年会社法改正によって規律が整備された会社補償と会社役員等賠償責任保険を取り上げて、それぞれの補償内容や特徴を説明したうえで、二つの制度の関係を明らかにし、補償の対象や対価とリスクなどの点から、企業リスクマネジメントにおける重要な点等を明らかにした(2021年)。

<保険の意義に関する基本的考察>

損害保険は、損害てん補の保険として、損害が生じた後の事後の救済制度として理解されてきたが、それには、事後だけでなく事前の効果も存在し、保険制度を、社会課題を解決する仕組みという視点から理解して、その機能を発揮させていく意義があることを日本保険学会全国大会において発表し(2022年)、その報告をもとに論文としてまとめて公表した(2023年)。この論文は、SDGsの推進という観点から保険の機能に着目したもので、企業損害保険契約の法理を考えていくでは、その契約が有する社会経済的な意義を多面的に分析する必要があることを示したものである。

教科書等への研究成果の反映

研究で得た知見の一部は、参加研究者が執筆した『新 保険法コンメンタール』(2021年)、『論点体系保険法1 第2版』(2022年)、『船舶衝突法 第2版』、その他、教科書・研究書における分担執筆等に反映させることができた。

企業保険契約の本質の考察

企業損害保険契約における規律を洗い出して、それらの契約に共通する法理を考察していった結果、企業損害保険契約の法理を契約者の属性(企業か個人か)から導くことがそもそも相当といえるかについて疑問が生まれた。従来の学説は、保険契約は、情報の非対称性や

契約者保護等の考え方から、個人（消費者）と企業に分けて、その規律を考察するものである。こうした区分は、B2C の取引、B2B の取引で類型を分ける考え方で、一般にもわかりやすいものである。しかし、保険契約で対象としているリスクの性格に着目すれば、多数の契約を前提とすることで比較的予測性が高まる保険（マスリスクの保険と仮称）と、多数の契約自体が存在しないか、そもそもリスクの予測が極めて低い保険（非マスリスクの保険）で、対象リスクに本質的差異があることから、その事業の特性や契約条項にも違いが出てくるのではないかとの疑問が出てきた。例えば、企業契約であっても、自動車保険や生命保険は個々のリスクを束ねるもので、保険で対象とするリスクの予測性は高く、それらの保険はいわばマスリスクの保険といえるものとなる。一方、個人を対象とした保険であっても、新型コロナウイルスによる死亡・疾病リスクは、多数の契約を集積させたとしても給付の予測性を高めることは難しい保険（非マスリスクの保険）である。予測性という点からリスクの特徴を捉え、リスクの性格に基づいて法的な位置づけも考察するこの仮説は 2022 年度に研究報告や論文「リスクから見た二つの保険制度：保険の基本原則を手掛かりとした問題提起」（2022 年）として発表した。

また、この考え方を利用して、世界保険法学会（AIDA）メルボルン世界大会において、海上保険の研究の意義は、非マスリスクの保険の法理を明らかにするうえで、海上保険を超える意義が有することを示した（発表表題：Significance of the Study of Marine Insurance）（2023 年）。更に、英国で出版された論文集における英語論文（表題：Marine Insurance Law as a Treasure Trove of Legal Principles）（2024 年）において、その考え方を取り入れて、海上保険の法理は非マスリスクの法理を考察するうえで重要なヒントを与えることを、具体的な原則を取り上げて具体的に示した。

本科研プロジェクトの総括と今後の研究への橋渡し

本研究では、企業損害保険契約に特有の法理を抽出してリステイトメントすることを目指し、そのために、企業保険契約に特徴的と考えられる個別の法原則について考察を加え、その一部については論文等として公表した。また、重要な原則を拾い出して条文の形に整理することにも着手した。しかし、そもそも企業損害保険とは何か、その本質をどのように規定するかという総則の部分で困難に直面し、原則をリステイトメントとして体系化して提示することまではできなかった。

しかし、原則の体系化を試みる中で、企業保険・個人保険という伝統的な区分では、契約理論を解明していくうえでは限界があり、むしろ保険契約で対象とするリスクの特性に着目してその契約理論を考えるべきとの新たな考え方を得ることになった。この考え方は、国際的にみても新規性が高いものと考えられる。

今後は、本科研プロジェクトで得られた成果をもとに、新たな分析の切り口を利用して、契約理論をさらに研究し、その成果を海外にも発信して国際的な議論に結び付けていきたいと考えている。

以上

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 8件）

1. 著者名 中出 哲	4. 巻 660
2. 論文標題 社会課題の解決に向けた保険の意義と課題：問題提起	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 保険学雑誌	6. 最初と最後の頁 25 - 44
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 土岐孝宏	4. 巻 2536
2. 論文標題 組立保険における損害の評価：約款における「損害発生直前の状態に復旧するために直接要する」費用（復旧費）の解釈（福岡高裁宮崎支部判令和2・7・8）2536号）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 137 - 143
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 中出 哲	4. 巻 1661
2. 論文標題 再保険金請求控訴事件	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 金融・商事判例増刊	6. 最初と最後の頁 62-67
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Satoshi Nakaide	4. 巻 1
2. 論文標題 Marine Insurance Law as a Treasure Trove of Legal Principles	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 Research Handbook on Marine Insurance Law	6. 最初と最後の頁 6-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中出 哲	4. 巻 657
2. 論文標題 地震リスクに対する企業保険制度の課題：問題提起	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 保険学雑誌	6. 最初と最後の頁 1 - 20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 榊素寛	4. 巻 84 - 2
2. 論文標題 運命共同体原則の商慣習法性と法的に支払義務を負わない元受保険会社が同意なき和解に対して保険金を支払った場合における再保険金請求の可否	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 損害保険研究	6. 最初と最後の頁 129 - 160
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中出 哲	4. 巻 221
2. 論文標題 リスクから見た二つの保険制度：保険の基本原則を手掛かりとした問題提起	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 生命保険論集	6. 最初と最後の頁 1 - 33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 土岐孝宏	4. 巻 1
2. 論文標題 ドイツ保険契約法における告知義務・因果関係不存在特則とその適用基準	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 齊藤真紀ほか編『企業と法をめぐる現代的課題』(商事法務)	6. 最初と最後の頁 447-469
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 中出哲	4. 巻 82巻4号
2. 論文標題 自動車事故弁護士費用特約の免責条項における「労働災害」は通勤災害を含むとして免責を適用した事例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 損害保険研究	6. 最初と最後の頁 117-137
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 小塚荘一郎	4. 巻 8巻9号
2. 論文標題 自動運転車のサイバーセキュリティと法律問題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 車載テクノロジー	6. 最初と最後の頁 10-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中出哲	4. 巻 -
2. 論文標題 Does the Doctrine of Subrogation Apply Equally to Social Insurance? - Issues Raised by a Supreme Court Decision in Japan	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 RETOS Y DESAFIOS DEL CONTRATO DE SEGURO: DEL NECESARIO AGGIORNAMENTO A LA METAMORFOSIS DEL CONTRATO, Thomson Reuters	6. 最初と最後の頁 413-432
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中出哲	4. 巻 16巻
2. 論文標題 会社補償とD&O保険	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 信託フォーラム	6. 最初と最後の頁 80-87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 中出 哲	4. 巻 654
2. 論文標題 保険契約における免責条項の意義 海上保険を題材とする問題提起	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 保険学雑誌	6. 最初と最後の頁 65-85
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 中出 哲・小塚 荘一郎	4. 巻 82巻1号
2. 論文標題 再保険契約のグローバルな準則 再保険契約原則 (PRICL) の策定について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 損害保険研究	6. 最初と最後の頁 261-303
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件 (うち招待講演 3件 / うち国際学会 4件)

1. 発表者名 中出 哲
2. 発表標題 Earthquake Insurance and AI, Recent Development
3. 学会等名 AI Insurance Workshop, Kings College London (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 中出 哲
2. 発表標題 社会課題の解決に向けた保険の意義と課題：問題提起
3. 学会等名 日本保険学会全国大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 中出 哲
2. 発表標題 Significance of the Study of Marine Insurance Law
3. 学会等名 世界保険法学会 (AIDA) 世界大会 (メルボルン) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 中出 哲
2. 発表標題 Follow the Fortune: Is it Law or Principle?
3. 学会等名 世界保険法学会 (AIDA) 世界大会 (メルボルン) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 野村美明
2. 発表標題 「作成者に不利に」の原則の英米法における機能と日本法
3. 学会等名 早稲田大学産業経営研究所講演会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 中出 哲
2. 発表標題 リスクから見た二つの保険制度
3. 学会等名 保険学セミナー
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 中出哲
2. 発表標題 保険契約における免責条項の意義 海上保険を題材とする問題提起
3. 学会等名 日本保険学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 中出哲
2. 発表標題 地震リスクに対する企業保険制度の課題：問題提起
3. 学会等名 日本保険学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 中出哲
2. 発表標題 Exclusion Clauses in Insurance Policy - Is it disadvantageous for Policyholders? 2021年12月2日 (英語)
3. 学会等名 K-ASEAN Risk Management and Insurance Conference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 中出 哲、嶋寺 基	4. 発行年 2021年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 435
3. 書名 企業損害保険の理論と実務	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	野村 美明  (Nomura Yoshiaki)  (20144420)	大阪大学・国際公共政策研究科・特任教授    (14401)	
研究分担者	小塚 荘一郎  (Kozuka Souichirou)  (30242085)	学習院大学・法学部・教授    (32606)	
研究分担者	土岐 孝宏  (Doki Takahiro)  (70434561)	中京大学・法学部・教授    (33908)	
研究分担者	榊 素寛  (Sakaki Motohiro)  (80313055)	神戸大学・法学研究科・教授    (14501)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関